

令和6年度3月定例記者会見 次第

日時：3月25日（火）13時30分

会場：糸島市役所 庁議室

【出席者】

〔伊都国記者会〕朝日新聞社、糸島新聞社、西日本新聞社、毎日新聞社、
読売新聞社、NHK福岡放送局、時事通信社

〔糸島市〕市長、副市長、教育長、関係課（下記参照）

1 市長あいさつ

2 案件

①ひとり親のための生活応援給付金給付事業について

【市長発表】
子ども課

②こども家庭センターいとハピ及びこども・子育て総合相談窓口の開設について

【市長発表】
子育て支援課

3 懇談・その他

引き続き、下記のとおり協定締結式を実施します。ご参加の程、お願いいたします。

【時間】定例記者会見終了後 【会場】応接室

佐川急便（株）九州支店との「災害時における物資輸送等に関する協定」（危機管理課）

■次回定例記者会見の開催日時（予定）

日時：4月25日（金）13時30分～

場所：糸島市役所 庁議室

《糸島市独自給付》 ひとり親生活応援給付金を支給します

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の負担感が大きい低所得のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うことを目的とし、児童扶養手当の支給を受けているひとり親世帯に、児童一人当たり2万円の給付金を1回に限り支給します。

1 事業名

令和6年度ひとり親生活応援給付金給付事業

2 対象者

- ・次の(1)(2)のすべてを満たす者
 - (1) 令和7年3月糸島市支給の令和7年2月分児童扶養手当受給者
 - (2) 令和7年3月31日(「指定日」)において本市の住民基本台帳に記録されている者
- ・対象児童数 1,500人

3 給付金の額

- ・児童一人当たり2万円 ※本給付金は課税対象となります。

4 支給方法

- ・対象者にプッシュ型で支給(申請不要)
- ・令和7年3月に支給した児童扶養手当支給口座に振込

5 予算

- ・事業費 3,040万6千円(郵送料等事務費:40万6千円、給付金3,000万円)
- ・財源 令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用

6 スケジュール

3月	28日：事業実施規程制定 市ホームページによる周知、対象者へ通知発送（予定）
4月	広報4月号による周知 15日：支給決定通知発送（予定） 24日：支給（予定）

7 その他（子育て世帯に対する市の独自給付）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用

・令和2年度 子育て世帯応援金

（R2.9.1時点で糸島市に住民登録のある0～18歳の児童を養育する保護者、児童一人当たり2万円）

・令和3年度 子育て世帯応援地域商品券

（R3.5.1時点で糸島市に住民登録のある0～18歳の児童、児童一人当たり5千円）

【問い合わせ先】

糸島市 子ども教育部 子ども課

児童手当係 担当：梶原

電話番号：092-332-2074

メール：kodomocity.itoshima.lg.jp

令和7年4月1日

糸島市こども家庭センターいとハピ開設

これまでの『糸島市子育て世代包括支援センターいとハピ（場所：健康福祉センターあごら2階）』は、母子保健法及び児童福祉法の改正に伴い、『糸島市こども家庭センターいとハピ』に名称を変え、市民交流センター1階に移転します。

また、新たに「こども・子育て総合相談窓口」を設置し、妊娠、出産、子育てに関するものの他、教育やこどもの権利に関することなど、こども・子育てに関する様々な相談を受け、支援を行います。



保健師・助産師・保育士等

【相談内容例】

- ・妊娠出産に伴う身体や心の変化について
- ・出産に関すること
- ・産後の生活について
- ・母乳やミルクについて
- ・赤ちゃんの体重や皮膚の状態について
- ・家族のこと、きょうだい児のこと
- ・予防接種について
- ・離乳食について
- ・子育てについて
- ・子どもの遊び場、遊びについて
- ・生活リズムについて

こどもの権利相談員

【相談内容例】

- ・仲間外れにされる
- ・嫌なことを言われる
- ・叩かれる
- ・家族や交友関係の悩みがある
- ・ゆっくりする時間が欲しい

こども・子育て総合相談窓口

相談員がこどもや保護者等からの悩みや困りごとの相談を受け付けます。

★子どもの権利に関する相談

★妊娠から出産・子育てについての相談

TEL：332-2140

いとハピ にっこり
0120-1108-25
(フリーダイヤル)

糸島市役所



糸島市こども家庭センターいとハピ

住所 糸島市前原西一丁目1番2号（市民交流センター1階）

開所時間 8：30～17：15（日・祝日・年末年始を除く）

電話 324-9994

こども家庭センターとは

■設置根拠

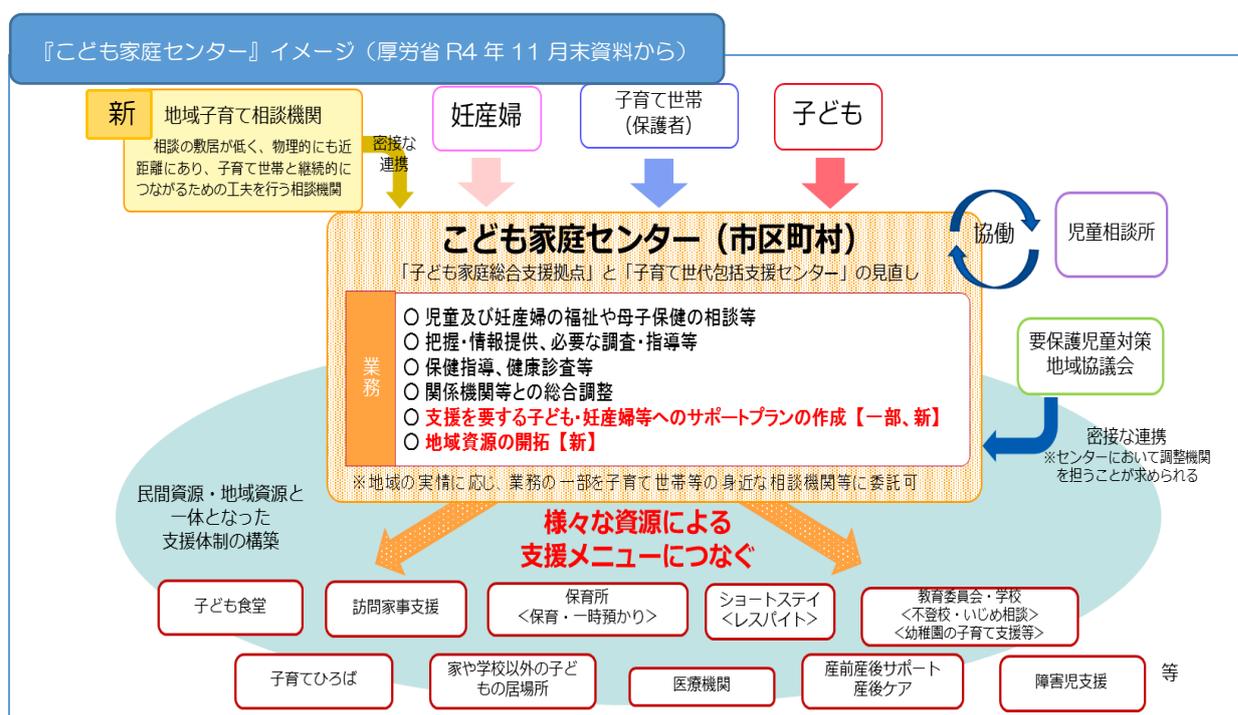
令和4年6月の児童福祉法改正により、「子ども家庭総合支援拠点」（児童福祉）と「子育て世代包括支援センター」（母子保健）の両機能を有した、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、妊娠期から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うとともに、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成とプランに基づく支援を行う機関として、市町村に「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。

■業務内容（国）

こども家庭センターは、これまで母子保健機能（子育て世代包括支援センター）や児童福祉機能（子ども家庭総合支援拠点）において実施している相談支援等の取組に加え、以下を実施します。

<新規>

- ・妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランを作成
- ・民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓を担うことで、更なる支援を充実・強化



■こども家庭センターとしての要件（国）

こども家庭センターとしての要件は以下の5項目のとおりです。

- ①児童福祉機能と母子保健機能の一体的な運営をすること。
- ②両機能の業務について全体をマネジメントする責任者であるセンター長を配置すること。
- ③両機能の業務を俯瞰し判断する統括支援員を配置すること。
- ④児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条に規定する業務を実施すること。
- ⑤名称を「こども家庭センター」または、類似した独自の統一的名称とすること。

■特色ある糸島市の取組み

①母子保健分野と児童福祉分野に教育分野が加わり、一体となったセンターの設置

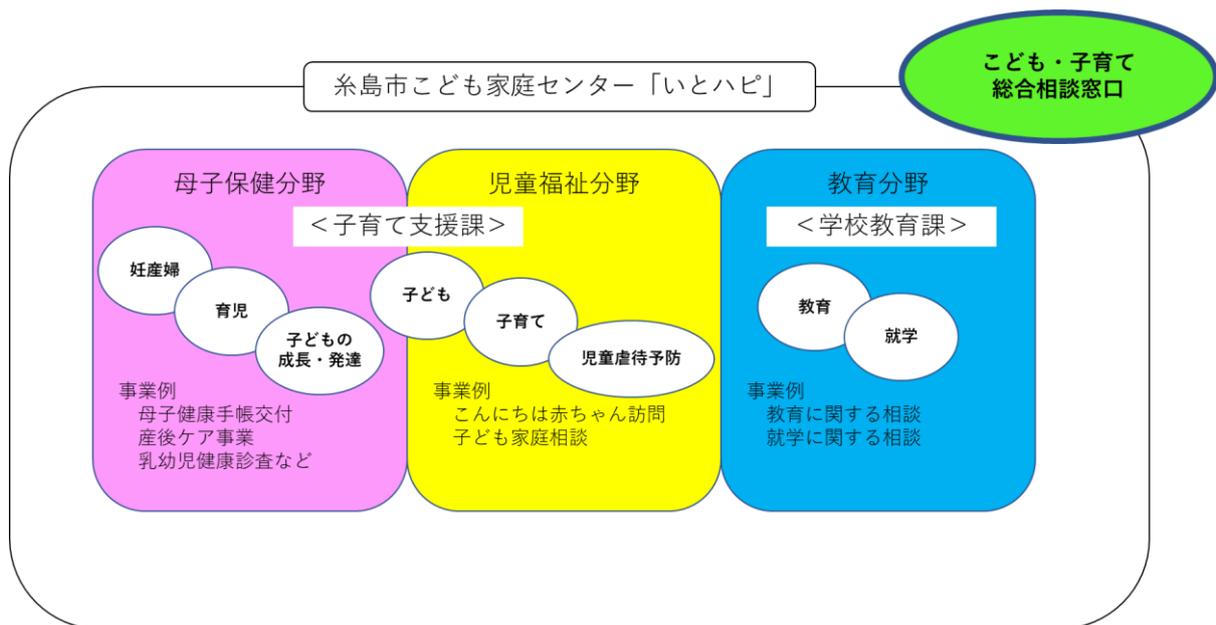
令和4年4月の機構改革により子育て支援課が新設され、母子保健機能と児童福祉機能を一体化し、協働で子ども・子育てに関する相談支援を実施していますが、ヤングケアラーや不登校、いじめ等は、家庭環境等に問題を抱える場合が多く、そのソーシャルワークや子どもの居場所等子どもが安心できる場の保障等、教育分野との連携・協力は不可欠です。

このことから、糸島市におけるこども家庭センターは、国が示すこども家庭センターの趣旨・目的・位置づけに加え教育分野も一体化し、子ども・子育て世帯に対し、より連携を強化した相談支援に対応します。

②こども家庭センター内に総合相談窓口を設置

子どもに係る様々な相談をワンストップで対応し、妊産婦、子育て世帯、子どもに対する包括的支援の体制強化を図り、また、糸島市こどもの権利条例制定により、子どもの権利救済に係る相談窓口として、「こども・子育て総合相談窓口」を設置します。

従来からの専門相談機関機能をいかしつつ、子ども・子育て世帯の相談にワンストップで対応する相談窓口を設置し、市民に分かりやすく、相談しやすい場を作ります。



【問い合わせ先】

糸島市こども教育部子育て支援課

担当：木村・河野

電話番号：332-2095

メール：kosodate@city.itoshima.lg.jp